



平成30年度 推薦入学者選抜募集要項

鹿児島県立屋久島高等学校

1 推薦入学実施の趣旨

生徒の中学校在学中の学習成果を弾力的かつ総合的に評価し、多様な能力・適性を持った個性ある生徒の入学を促進し、本校の活性化・特色づくりを推進する。

2 推薦入学者数

全日制課程普通科 …………… 8名以内とする。

全日制課程情報ビジネス科 ……… 12名以内とする。

3 出願資格

平成30年3月に本県の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部（以下「中学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者で、次の(1)～(5)の要件をすべて満たし、在学する中学校の校長が推薦する者とする。

- (1) 当該学科を志願する動機や理由が適切であると認められる者
- (2) 当該学科に入学する意思が確実であると認められる者
- (3) 当該学科に対する適性及び興味・関心を有する者
- (4) 当該学科の教育を受けるにふさわしい学業成績である者
- (5) 次のア～エのいずれかにおいて優れた資質や実績を有する者、又はオにおいて優れた能力を有する者

ア 生徒会活動 イ スポーツ活動 ウ 文化活動

エ 奉仕活動・地域社会活動 オ 特定教科

4 出願期間

平成30年1月22日（月）から1月26日（金）正午（必着）までとする。

（注）受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時30分までとする。（ただし、締切日は正午まで）

5 出願先

鹿児島県立屋久島高等学校 (〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2479-1)

TEL 0997-42-0013 FAX 0997-42-0620

6 出願手続及び留意事項

- (1) 推薦入学志願者は、中学校長を経て本校校長に推薦入学願書等を提出し、受検票の交付を受ける。
- (2) 推薦入学願書の提出は、1人1校1学科に限る。
- (3) 中学校長は、出願期限内に次のア～クの書類を本校校長に提出する。
 - ア 推薦入学願書（本校で交付するもので左上肩に「推薦」と朱書されたもの。）
 - イ 入学検定料（推薦入学願書の右上肩に2,200円分の鹿児島県の収入証紙を貼付する。
なお、東日本大震災、又は熊本地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。）
 - ウ 推薦書（様式10に準じて本校が定めたもの。）
 - エ 調査書（様式4）
 - オ 推薦入学者選抜出願者総括表（様式2-2）

カ 成績一覧表（様式5-1，様式5-2）

キ 上半身無帽の写真（縦4cm×横3cm，白黒又はカラー）1枚。写真の裏面に志願者の氏名と出身中学校名を記入する。

ク 自己申告書（様式20 該当者のみ）

- (4) 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする受検者がいる場合は、出願手続と同時にその旨を本校校長に申し出る。
- (5) 郵送で出願する場合は、角形2号封筒を使用し簡易書留とする。返信用封筒（長形3号に、簡易書留郵便料金に相当する切手を貼付し、中学校の郵便番号・所在地を明記した校長宛て「親展」扱いのもの）を同封する。

7 選抜の期日及び日程

- (1) 期 日 平成30年2月5日（月）
- (2) 場 所 本校内
- (3) 日 程 9:00 集合（本校事務室前）
9:20～10:10（50分間） 作文
10:20～（10分間程度） 面接
- (4) 携 行 品 受検票，筆記用具，上履き

8 選抜の方法

下記事項の結果等を総合的に判断して行う。

- (1) 推薦書 (2) 調査書 (3) 面接 (4) 作文

9 選抜結果の通知及び発表等

- (1) 推薦入学者選抜の結果については、平成30年2月9日（金）に、中学校長宛てに電話で連絡するとともに、「推薦入学者選抜結果通知書」及び「推薦入学許可予定通知書」を送付する。
- (2) 推薦入学許可予定者は、平成30年2月14日（水）正午までに、「入学確約書」（様式14）を本校校長宛て提出することとし、原則として、本県公立高等学校入学者選抜学力検査を受検することはできない。
- (3) 推薦入学許可予定者については、本校における入学者選抜学力検査は行わない。
- (4) 推薦入学許可予定者の合格発表は、平成30年3月14日（水）午前11時以後、本校において行う。
- (5) 合格者は、平成30年3月15日（木）午後1時30分に、保護者同伴で本校体育館に集合する。
- (6) 推薦入学者選抜の結果、不合格になった者は、改めて本県公立高等学校入学者選抜学力検査を受検することができる。

ア【本校を再度志願する場合】

- ①（同じ学科を志願する場合）推薦入学者選抜の受検票を出願期間内に本校に提出し、改めて受検票の交付を受ける（この手続により本校の同一学科へ出願したこととする）。その際、入学願書，調査書の提出及び入学検定料の納入は必要としない。
- ②（他の学科を志願する場合）アの①の手続をとった上で、出願変更期間内に出願変更の手続をとるものとする。その際、入学検定料の納入は必要としない。

イ【他校を志願する場合】

アの①の手続をとった上で、出願変更期間内に出願変更の手続をとるものとする。この場合、入学検定料の納入が必要となる。